

千葉県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団小羊会 千葉横戸クリニック	千葉市花見川区横戸町1123-4	令和3年1月1日
(歯科)		
かずなか歯科クリニック	千葉市稲毛区山王町346-2	令和3年1月1日
ホワイト歯科医院	千葉市稲毛区弥生町2-21 ポップスクウェアビル2F	令和3年1月1日
(薬局)		
ひよこ薬局	千葉市花見川区幕張本郷5-4-7 ラファイエット本郷104	令和3年1月1日
桃太郎薬局本町店	千葉市中央区本町1-1-1	令和3年1月1日
星野薬局	千葉市中央区浜野町1113-1	令和3年1月1日